



令和 7 年 3 月 1 9 日

市政記者クラブ 様

経済局産業労働部中小企業振興課
担当：前田、宇野 電話：735-2100

経営安定資金「協調支援資金」の創設について

多岐にわたる経営課題解決に取り組む市内中小企業者の資金繰りを後押しするため、融資制度を下記のとおり創設しますので、お知らせします。

記

1 趣旨

国が創設した信用保証制度を活用し、金融機関の伴走支援を受ける融資制度を創設します。

2 制度概要

別添「経営安定資金 協調支援資金のご案内」のとおり

3 保証申込み受付開始日

令和 7 年 4 月 1 日（火）

「経営安定資金 協調支援資金」のご案内

名古屋市經濟局産業労働部中小企業振興課

協調支援資金のポイント

○取扱金融機関が市内中小企業者の多岐にわたる経営課題
解決に向けて伴走支援を行います！

○国の補助により保証料の負担が軽減されています！！

1 ご利用いただける方

名古屋市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等（名古屋市信用保証協会を利用できる中小企業者の方に限ります。）で、以下の①または②に該当する方

- ① 取扱金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方
 - ② 取扱金融機関から本資金の実行と原則同時に本資金融資額の1割以上（融資期間は12か月以上に限ります。）のプロパー融資（※）を受ける方
- ※ 信用保証協会の保証が付かない融資を指し、経営者保証や担保の有無は問いませんが、事業資金に限定されます。

2 制度概要

融資限度額	2億8,000万円								
資金使 途	運転資金・設備資金								
融 資 期 間	10年以内								
据 置 期 間	運転資金1年以内、設備資金3年以内								
融 資 利 率	区 分					融資利率			
	3年以内					1. 4%			
	5年以内					1. 5%			
	7年以内					1. 6%			
	10年以内					1. 7%			
保 証 料 率 (年率：%) (右表は国補助後 の保証料率です)	①の場合：経営状況に応じた下表のいずれかの保証料率となります。								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34
	②の場合：経営状況に応じた下表のいずれかの保証料率となります。								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23
担保・連帯保証人	名古屋市信用保証協会所定								

3 取扱金融機関（申込受付窓口）

下表の取扱金融機関（愛知県内店舗）にお申込みください。

銀 行	三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三十三・関西みらい・名古屋・あいち
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・いちい・蒲郡・知多・東濃
信用組合	愛知商銀
そ の 他	商工組合中央金庫

4 申込に必要な書類

- 信用保証委託申込書、個人情報の取扱いに関する同意書
 - 申込人資格要件申告書兼誓約書
 - （①の場合）経営行動計画書
 - 印鑑証明書、確定申告書（写し） 2 期分、決算書（写し） 2 期分
 - 許認可等を要する事業については、許認可証の写し
 - 設備資金の場合は、計画を証する見積書・契約書等
 - （法人の場合）商業登記にかかる登記事項証明書（商業登記簿謄本）、定款
- } 名古屋市信用保証協会所定様式
- ※ 上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

5 その他

- ①の場合、中小企業者は取扱金融機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実行し、その進捗状況を取扱金融機関に対して四半期ごとに報告する必要があります（取扱金融機関は、経営支援の実施状況などを信用保証協会に対して定期的に報告します）。
- 「2 制度概要」に記載する保証料率については、国が定める所定の保証料率（年0.45%～1.90%）から、国の補助による低い保証料率が適用されています。ただし、条件変更に伴い追加で生じる保証料については、国の補助の対象外となります。
- 「2 制度概要」に記載する②の場合の保証料率は、令和8年3月31日までの保証申込受付分に適用されます。なお、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの保証申込受付分については年0.30%～1.27%、令和9年4月1日～令和10年3月31日までの保証申込受付分については年0.34%～1.43%になる予定です。
- 本資金を利用する場合、国が定める要件にすべて該当し保証料を上乗せすること等により、経営者保証不要を選択することができます。上乗せ後の保証料率等、詳しくは名古屋市信用保証協会へお問い合わせください。
- この融資制度は、責任共有制度の対象です。責任共有制度とは、適切な責任共有を図るため、全国の保証協会に導入された制度です。保証付融資は一部を除いて、従前の原則100%保証から80%保証となりました。
- 融資の際には保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

6 お問い合わせ先

- 融資制度全般に関すること
名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課
名古屋市千種区吹上二丁目6番3号（中小企業振興会館6階）
電話 052（735）2100
- 保証制度等に関すること
名古屋市信用保証協会
名古屋市中区栄二丁目12番31号
電話 052（212）3011